

しかし、被告大学における特任教員の任用基準は、前記第2の1(2)アのとおりであって、形式的・一義的に資格要件が定められているものではなく、授業の担当及び実績状況が適切であり、今後の教育活動に支障がないか、大学の教員としてふさわしい活動を行ってきたと認められるかなど、被告大学において、どのような研究を行い、また、学生に対し、どのような教育を行っていくかといった学問的な見地から議論が必要な基準が設けられているのであるが、それらの議論がなされていない現状において、原告が任用基準を満たしているか否かの判断を行うには困難な面がある。そして、前記1認定説示のとおり、被告大学において、特任教員の任用を申請すれば形式的な審査が行われるだけで必ず任用されるというような労使慣行があったとは認められず、後記4認定説示のとおり、仮に、任用手続が進められたとしても、原告が特任教員に任用された高度の蓋然性があると認められないことからすれば、原告が特任教員に任用されるとの期待を有していたとしても、その期待が個人的な期待を超えて、法的保護に値するものであったと認めることはできない。

したがって、その余の点について検討するまでもなく、本件において、原告について、正式の任用行為がなくても被告大学の特任教員に任用された場合と同視し得るということはできない。

4 争点3（争点1及び争点2が否定されるとしても、任用手続を進めていれば原告が特任教員に任用された高度の蓋然性があり、損害（逸失利益）を被ったといえるか）について

(1) 原告は、任用手続を進めていれば、特任教員に任用された高度の蓋然性がある旨主張する。

しかし、原告の主張は、特任教員の任用を申請すれば任用されるという労使慣行があったことを前提とするものであるところ、そのような労使慣行が認められないことは、前記説示のとおりである。

また、その点を措くとしても、特任教員推薦委員会の構成員、教授会の構成員及び理事会の構成員のうち、各議決段階における可決数を超える者が、原告を特任教員に任用すべきと考えていたなど、任用手続を進めていれば、原告が特任教員に任用されることとなった高度の蓋然性があったことをうかがわせる事情を認めるに足りる証拠もない。

- (2) かえって、前記1(2)のとおり、カリキュラム検討委員会は、原告が提出した授業担当計画について検討した結果、全員一致の意見で、授業担当計画の内容は不要若しくは必要度が低いとの結論を出したものであるところ、現行規定においてカリキュラム検討委員会が特任教員任用手続に関与することとした規定は見当たらないこと、被告大学経営学部においては、人間科学部や経済学部のようなカリキュラム委員会規定が設けられていないことからすれば、被告井形が、原告が提出した授業担当計画についてカリキュラム検討委員会に検討を依頼した根拠は必ずしも明確ではないというほかないが、他方で、前記1(2)のとおり、被告井形が、教授会において、授業計画についてカリキュラム検討委員会の意見を聴いて行うことを説明したことについて参加者から特段異論が唱えられたというような事情はうかがわれないうこと、どのようなカリキュラムを編成するか検討する委員会を設けること自体は必要性及び合理性があるといえること、被告大学経営学部においては、少なくとも17年以上前からカリキュラム検討委員会が設けられていること（原告本人尋問調書32、33頁）からすれば、被告大学経営学部におけるカリキュラム検討委員会の設置根拠はさて措くとしても、被告大学経営学部においてカリキュラム検討委員会が設けられ、同委員会がカリキュラムの内容を検討し、見解を明らかにすること自体には問題がないというべきであり、また、上記のとおり、カリキュラム検討委員会の役割、設置期間等に照らせば、その検討結果は、それなりの重みをもって、受け止められるものであるといえる。

また、特任教員推薦委員会の構成員でもある被告井形が、カリキュラム検討委員会の検討結果を受けて、原告に対し、特任教員の任用申請を辞退するよう促しており、徳永学長も推薦委員会の委員長として、原告の申請を受理することはできないと判断している。

そうすると、仮に、原告が提出した授業担当計画をもって、特任教員任用申請手続を進めたとしても、特任教員推薦委員会が、原告を特任教員として適当であると認めて教授会に推薦することは想定し難く、また、カリキュラム検討委員会の構成員が教授会の構成員でもあり、被告井形も教授会の構成員であることなどからすれば、教授会が、原告について、特任教員の候補者として決定することも想定し難いというほかなく、ひいては、理事会が原告を特任教員に任用することも想定し難いというほかない。

(3) 以上を総合考慮すると、本件において、原告の特任教員任用申請について手続を進めた場合に、原告が特任教員に任用された高度の蓋然性があったと認めることはできない。

5 争点4（被告井形及び被告池島が、原告の特任教員任用申請を妨害したとして、不法行為責任を負うか）について

(1) 被告池島について

前記1(2)イ、ウのとおり、被告池島はカリキュラム検討委員会の委員長であったところ、学部長であった被告井形から、原告の授業担当計画について検討するよう指示を受けたことから、カリキュラム検討委員会において同計画について検討を行い、その結果、構成員8名全員一致の意見で、同計画の内容は不要若しくは必要度が低いとの結論になったため、その結論を被告井形に伝えたものである。

確かに、その後の経緯に照らせば、カリキュラム検討委員会の上記検討結果が、原告の特任教員への任用申請を巡る経緯に大きな影響を与えたことがうかがわれるが、カリキュラム検討委員会が、カリキュラムを検討す